B・マリノウスキーの法理論の再評価: 民族法学の 法社会学的方法論にたいする寄与をめぐる諸問題の 覚え書

有地,亨 九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1428

出版情報:法政研究. 28 (4), pp. 101-130, 1962-03-28. 九州大学法政学会

バージョン:

権利関係:

B リノウスキーの 法 理論の再評 価

――民族法学の法社会学的方法論にたいする

寄与をめぐる諸問題の覚え書――

有

地

亨

がき

は

、マリノウスキー以前の民族法学の動向

、マリノウスキーの法理論の評価

民族法学的方法論の適用

むすび

はしがき

未開社会の原始的社会規範についての研究が、民族法学(Ethnologische Jurisprudenz, ethnological jurisprud-

ence, anthropological jurisprudence) の名をもって登場してから、 名なマリノウスキーの「未開社会の犯罪と慣習」が一九二七年に刊行され、 すでに半世紀を経過した。 また、近時においては、 その間に、 ヘーベルの「未 かの有

開人の法」が一九五四年に、グルックマンの「北ローデシアのバロツェ族間の裁判手続」が一九五五年に、また、

28 (4 • 101) 399

なものがある。また、 リアスの「アフリカ慣習法の性質」が一九五六年に発刊されるにいたって、半世紀の間の民族法学の発展の跡は顕 類学派の巨頭たるマリノウスギーの法理論は、故杉浦健一教授、青山道夫教授、川島武宜教授、江守五夫助教授によ領学派の巨頭たるマリノウスギーの法理論は、故杉浦健一教授、青山道夫教授、川島武宜教授、江守五夫助教授によ 較法学あるいは法社会学の領域において、多くの学者によって民族法学の研究が推進されてきた。とくに、機能主義人 わが国においても、前記マリノウスキーの著書は、いちはやく飜訳紹介され、爾来、法史学、比

って高く評価され、これらの諸教授の業績は、わが国の民族法学の発展に劃期的な意義をもった。

研究対象がおよそ近代社会とは無縁の未開社会の社会制度、社会組織であることにも起因するのであろうが、それに ともに、 諸先学の御労作に屋上屋を架する嫌いがあるが、これらの成果を顧みて、マリノウスキーの法理論の再評価を行うと でいかなる役割を果すかを明らかにする研究の少いことにも原因があるであろう。しかも、近時の人類学者ですら、 もまして、マリノウスキー以後の最近の民族法学の発達に関する論述の少いこと、とくに、民族法学が一般法学の中 マリノウスキーのすぐれた業績を認めながらも、マリノウスキーの法の定義を受容しなくなってきている。本稿は、 にもかかわらず、一般の法律学者の民族法学によせる関心と理解はそれほど深いものではない。それは民族法学の その前後の民族法学の動向を紹介して、民族法学の担っている役割に触れてみたい。

- 学会雑誌四一巻一二号、 高柳真三「未開社会の法律生活」— B. Malinowski, Crime and Custom in Savage Society, 1926 青山道夫訳「未開社会における犯罪と慣習」昭一七年、改訳昭三〇年。 の紹介批評 国家
- =杉浦健一「未開社会における法」法学理論篇二一昭二五年、「未開人の政治と法律」昭二七年。
- \equiv 青山道夫「民族法学序説」(昭三〇年)所収の諸論文。
- 回 四 川島武宜 「法社会学」(上)昭三三年。
- 五 江守五夫 「B・マリノウスキーの原始法学説について」
 ||白法学論叢三二巻四・五号。

1

マリノウスキー以前の民族法学の動向

では、 発的に服従するという説が支配的であった。 統制 会規範に関する研究は、未開社会における法規範の欠如を主張し、 華々しく登場してきた。機能主義学派の 諸研究によってである。 それ以前の人類学者によってとられてきた原始的社 だ慣習と称せられてきた。 ために、あえて慣習を強調する態度をとった。彼らは、≪慣習は王なり≫と云い、慣習が一切の社会規範であって、慣習 れた文明人の間では、 のような相矛盾する理解を示したのも当然であった。《それゆえに、法を成文の証書とともに想起することに慣らさ イギリスの のように、 あると理解する。 によってすべてのものは処理され、したがって、未開入はその自動的、 法としての効果を認め、かつ、与えてきた。……積極的、 現在までの民族法学発展の系譜において、法学と人類学との有機的な結合が完成したのは、 『の網をくぐりえない≫と述べている。 (書) 法規範は存在しないか、あるいは存在するとしても、それは慣習の中に埋没してしまっているかのどちらかで 初期人類学者は、法規範の否定あるいは法規範と他の社会規範とを差別しない態度をとっていたために、 において、王会(King's courts)は、 人類学者シドニー ながらも、そのすぐ後に、▲原始法は実を云えば部族の諸慣習の総体である。 いずれにしても、 末開人によって服従される諸規範には法の名称を付与することが拒否されてきたし、また、た しかし、固定化され、 ・ハートランド 明確な社会現象としての法規範は未開社会には存在しないと考えたのである。こ また、 初期の人類学者は未開社会の研究で、 (E. S. Hartland) がその「原始法」(Primitive Law) しかも、一般的に服従される慣習は法とは区別されえない。 同じくイギリスの人類学者ドリバーグ 成文の立法では規定されなかったけれども、 消極的いずれの側においても、 かつ、未開原住民は社会規範にたいして自動 自発的隷属者にすぎないがゆえに、 かかる法規範の欠如を正当化する (J. H. Driberg) 慣習は法として認められて ほとんどなにもの マリノウスキー 常に慣習にたいして の中で、 ŧ, 未開 われ 以後に つぎ

者ギリン(J. D. Gillin)も広く考察された 法規範は集団の るようにはおもわれない──それについては調査しえないようにおもわれる≫との批判さえ生んだのである。 法規範と慣習との未分化の研究傾向に対応するものであった。 体の全体としてその存続のために必要である行為の一切の諸規範を包含する≫との定義を下した。(≧) 類学的方法について、カール・ルエリン (Karl. Llewellyn) の、 いして社会人類学的方法論を適用した最初の試みであるが、 トランドに同調して、《法は、 一九三七年のリンド 個人や共同体の行動を規制し、 (R. S. Lynd) の有名なインディアナ州マンシー町の研究は、 構成員の行動を規制する一団の与論にすぎないと云う。 かかる共同体の活動の全過程の研究は当時の人類学上の かつ、社会の平静を維持することによって、一つの団 しかもなお、 ≪行動の法的側面は、そこでは、 このアメリカの共同体の全過程の社会人 現代の都市社会にた アメリカの 調査するに す

る≫点であった。 の性質の諸民族を一団とするという意味で、体系的であって、年代学的ではなかったし、また、民族法学的でさえな 特徴は、 Rechtswissenschaft) させた。 ースト ったので、 一〇世紀の初頭にかけて、 ドイツでは、 彼は法の様々の部分を取り上げ、それらについてなんらかの資料をもつ諸種の部族全体を通してそれらを跡づけ (A. H. ヴィノグラドフ (P. Vinogradoff) しかしその反面、 彼らが未開人の動態的な法生活の律動的な実態を認識しえなかったのはさして驚くにあたらない。 Post) ' 法学と人類学の結合にたいする真摯な努力がはやくから払われてきた。 かかる比較的=民族学的方法論は、 に スタインメッツ 未開民族の法規範を歴史的に取上げ、「比較法学雑誌」(Zeitschrift für Vergleichende ドイツ植民地の原始的法規範に関する多数の研究を発表した。 これらドイツ民族法学の これらのドイツ民族法学者たちは (S. R. Steinmetz) によって、 代表される民族法学者は、一九世紀末から のポスト批評に端的に示されているように、 当時の民族法学的趨勢から顕著に対立し、 ≪ほとんど一度も現地の未開入を訪問したことはなか コーラー ≪彼の論稿の 構成は類似 独立の学派を発展 (J. Kohler)

はごく自然であった≫。 が たから、 社会の法の発展の特殊な、 彼らが相互作用の動態を追求するよりも、 それゆえに、ドイツ民族法学は、ドイツ民族学以外には、 かも、 どちらかと云えば、 単純化され、 詳細な諸段階を含む進化論の図式を論証することにか 類型化された形態を探求するように強いられたの 重大な影響を与えた形跡 は見られ か っ

ない。

ギリス、ドイツで、社会構成や法の進化論的研究、 諸行政の基礎に採用したのであるから、オランダ人の関心は極めて実践的であった。そのために、 なした。しかも、彼らは原始法に関して獲得した知識をインドネシア総人口の大半を包確する原住民の村落共同体の(10) 諸島の慣習(adat)法に関する諸研究によって、原始法についての新分野を開拓し、 るときに、 オランダ領東インド諸島に限定し、 オランダ民族法学の発展は以上の諸国と多少異っている。 彼らはそれらとは全く無縁の自己の研究領域に沈潜していたのである。 彼らの関心もおのずから植民地政策に直接奉仕するという範疇を出なかっ 社会心理学的研究あるいは原始法の体系化の努力が展開されてい オランダの民族法学は、 その植民地オランダ領東イ 民族法学の発展に大きな貢献を 彼らは研究領域を た。 1

が、 ものと合致するのかが探求されてきたのである。 母が存在すべきはずであると考えられた。近代の社会科学の観点からすれば、 規範関係と基本的には同一であるとみなされた。 以上の文化人類学と法学の結合の契機は一体なにであろうか。まず第一に、 近代社会とは別個に組織された社会における社会統制のい このことが人類学者によって認識されたのである。 つまり、 ある種の人間行動の複合体にすぎない。問題はい すなわち、原始法と近代法との間には、すくなくとも承認された公分 ここに、 近代的法学が文化人類学にたいして果す主要な寄与が存在 かなる種類の機構・装置が近代社会で規範と言われる かなる種類の人間行動がそれに該当するのかである 未開社会の法規範関係は近代社会の法 法規範は単に社会統制の特殊な機構

第二に、文化人類学の法学にたいする寄与は、未開社会の研究によって、近代社会の文化や行動を評価しうる一連

的に発展し、 間接的な寄与を斉らすことに尽きるのではない。とくに、 学との接合の効用は、以上のような、 の研究のためにのみ価値がある≫と云っているのも、以上のような従来の人類学の法学にたいする寄与に着目してのの研究のためにのみ価値がある≫と云っているのも、以上のような従来の人類学の法学にたいする寄与に着目しての を提供するいわば実験室の役割をもつものと考えられてきた。エールリッヒ(E. Ehrlich) とを排斥しているが、これは、彼の時代のドイツ進化主義学派を想定したものである。しかしながら、文化人類学と法 見解である。そればかりでなく。エールリッヒは、《歴史あるいは有史以前の時代の研究、すなわち、民族学を通し して過去の理解に到達する。この逆ではない。民族法学は現存の法の理解のために価値があるのではなく、法の発展 れたことである。かかる人類学上の研究によって、諸種の民族が同一の手段あるいは他の装置によって、同一の目的を(二) の有利な指標が獲得され、それでもって、現代の≪慣習の塊≫(Cake of custom) にたいする理解が容易ならしめら て現在の る。このように、人類学は、法学者の社会的経験で用意された諸資料を基礎にする諸観察を試験するための対照規準 が実験したいと考えている諸条件に類似する現存の装置を発見した場合に、 に際して、新しい観念や着想を促す契機として役立つと考えられた。また、人類学的調査によって、未開社会で法学者 達成している態様を理解することが可能となるし、また、人類学的研究によって取得した知識は、現代の諸問題の解決 理解に到達する試みは原則として誤りである≫と述べて、民族学的方法論によって現代の法の分析をなすで (122) 民族法学的方法論がクローズ・アップされるようになった。 法学にたいして、実験室の提供あるいは法の発展のための素材の供与のごとき マリノウスキー の それは法学者に試験管を提供するのであ 出現によって、 が≪われわれは現在を通 民族法学の方法論は飛躍

(11) F C Hartland Drimitive Law 1004 D o

この点に関する詳細な敍述は、

江守五夫前揭論文日九四頁以下参照。

) E. S. Hartland, Primitive Law, 1924, P. 2.

- ||) Ibid., P. 5.
- 回 J. H. Driberg, Primitive Law in Eastern Africa, Africa, vol. 1 (1928), PP.63. 65
- 豆 J. P. Gillin. Crime and Custom among the Barama Rvier Caribe of British New Guinea, American Anth-
- (六) E. A. Hoebel, The Law of Primitive Man: A Study in Comparative Legal Dynamics, 1954, P. 21. ropologist, vol, 36 (1934), P.331.
- (七) ポストの著書としては、Einleitung in eine Naturwissenschaft des Rechts, 1872; Bausteine für eine allgemeine ethnologischen Jurisprudenz, 1887; Grundriss der Ethnologischen Jurisprudenz, 2 vals, 1894—1895. また、近時 Rechtswissenschaft auf vergleichendethnologischer Basis, 2 vols. 1880-1881; Einleitung in das Studian der の邦語文献としては、江守五夫訳「A・Hポスト民族学的法学研究序説」社会科学研究五巻二号がある。
- (尺) P. Vinogradoff & H. Goitein, Jurisprudence, Comparative, Encyclopaedia Britannica, 14 ed., (1949).
- (九) E. A. Hoebel, op. cit., PP.30-31.
- (一○) アダット・レヒトに関する一般的説明は、平野義太郎「民族政治学の理論」第四章東印度の法的社会規範(アダット・レ ヒト)一八三頁以下参照。なお、アタット法に関する文献は、B. ter Haar, Beginselen en Stelsen van Het Adatrecht, 1939 等がある。
- E. A. Hoebel, Law and Anthropology, Virginia Law Review, vol 32 (1946), P. 850
- (|||) Ibid, P. 850.
- (| | | | | E. Ehrlich, Grundlegung der Soziologie des Rechts, 1931, S. 395
- [一回) Ibid., S. 395

一、マリノウスキーの法理論の評価

れまでの古典的民族法学に新しい生命を注入した劃期的業績と目されている。 社会的行動であって、 リアンド島民の現実の行為規範、 重大な意義を失わない。 近代の民族法学者の諸著作の中で、マリノウスキーの「未開社会における犯罪と刑罰」の研究は今日においても、 論理的抽象的概念ではない≫とする法理論は伝統的な法学にたいする挑戦であるとともに、そ 周知のように、 つまり、≪生ける法≫を敍述し、体系化したのであった。 マリノウスキーはいわゆる法規に関してではなく、 マリノウスキーの≪法は その観察にかかるトロブ

31), in The Making of Man:An Outline of Anthropology ed. V. F. Calverton)のそれぞれを比較した場合 burn& A. Goldenewiser) と一九三一年のケアンズの 「法と人類学」(H. Cairns. Law and Anthropology(19 Law, 1924) と一九三五年のダイアモンドの「原始法」(A. S. Diamond, Primitive Law. 1935)、一九二七年の 第四版(一九一二年)と第五版(一九二九年)、 一九二四年のハートランドの「原始法」(S. Hartland, Primitive たとえば、英国王立人類学研究所編「人類学に関する覚え書と疑問」(Notes and Queries on Anthropology) 年の「未開社会における犯罪と慣習」刊行の前後の時代の原始法に関する諸文献の比較からも容易にうかがわれる。 との差異等を明らかにすることである。 れた場合の規範、 ローイの「人類学と法」(R. H. Lowis, Anthropology and Law (1927), in The Social Sciences ed., H. F. Og-後者にはマリノウスキーの法理論の影響が著るしい。そして、現今の民族法学の中心的課題は、違反行為が行 法規範と他の社会制度との関係、一般文化のシエーマの中で法規範の占める地位、 マリノウスキーの原始法の研究が当時の民族法学にたいしてどれほど顕著な影響をあたえたかは、一九二六 サンクション、 訴訟方式を形式的に敍述することではなく、 法規範の性質や機能、 未開社会と文明社会の法 遵法の心理 的

る行為規範はすべて同一性質を帯有するものではないことを確認している。 度を踏襲し、 ブソン (W. A. Robson) 、シーグル (W. Seagle) 、 ティマシェフ (N. S. Timasheff) の文化人類学者以外の社(四) 会科学者についてもマリノウスキーの影響が見られる。これらの学者はマリノウスキーの基本的な社会規範の把握 書の出現を見たし、更に、ケアンズ、ダイアモンド、 チを行うべきことをつとに主張した功績は大きい。 (K. E. Llewellyn & E. A. Haebel, The Cheyenne Way, 1941) ' (M. Gluckman, The Judicial Process among the Barotse, 1955) のようなすぐれた未開民族の社会規範の研究 IJ ノウスキーが今日の人類学の特徴を形成する法規範の問題や社会統制の他の側面にたいして動態的なアプロ 未開人は社会規範にたいして自動的、自発的に服従するという古典的観念を排除して、未開社会におけ 彼の影響の下に、 ハンキンズ (F. E. Hankins) 、パトン (G. W. Paton) グルックマン 「パロツエ族間 ルエリン―ヘーベル 「シャイアン族の習俗 の裁判手続

に承認する。たしかに、文明社会と未開社会とを比較した場合に、政治的に組織された文明社会では、 K らかにすべての他の行為規範と区別される。 かしながら、未開社会においても、 高度に組織化されたインドネシア民族において、 おける訴訟手続あるいは執行力をともなうところの法の観念≫は存在しない。それゆえ、 多くの未開民族では、酋長制その他の支配的政治組織はみられず、したがって、 かし、とくに、社会学者で、しかも、法学者であるロブソンはマリノウスキーの法規範に関する一般概念を全面 一般には、 社会的に承認された権威または特殊な機構 マリノウスキー自身が認めるように、(ヒ) そして、 法律制度は おそらく政治権力の属性として存在する≫ 場合もある かかる法規範に関しては、 (裁判所のような) による強制の点が重視される。 ≪あるアフリカの王国において、 様々の方法で定義が下されるけれ ≪発展した制度、 かような支配的政治組織 法典、 法規範はあき またより 裁判所

会のそれと全く異質のものと考えるか、あるいは、

を欠く未開民族の法規範を把握するについては、

a)法規範が全然欠如すると見るか、

(b)かかる民族の法規範は文明

(いかかる民族の法規範に関して、文明社会の法の定義を用い

(b) (c) れわれの法の作用との継続を完全に打破することを明らかに主張する≫。 的犯罪』のごとき特殊な言葉を代用せねばならぬとしたならば、 論駁を加えてつぎのように云う。≪もしわれわれが多数のおそらくほとんど大部分の原始共同社会において、論駁を加えてつぎのように云う。≪もしわれわれが多数のおそらくほとんど大部分の原始共同社会において、 るものということができる≫との定義を与えて、多数の未開民族間では、 不適当なので、拡張さるべきことを主張するかの三つの見方しか存しない。マリノウスキーは、 ぎのように定義した。 に異った社会機構によって機能をいとなむものと仮定するならば、 在を否定せねばならぬならば、そして、もしわれわれが民事法および刑事法の観念を放棄し、〃公的犯罪あるい かしながら、法規範については、全く異る解釈を下した。 かる権利の 社会機構は、 た、考えられる点において、 ≪社会組織の政治的側面を厳密に規定していけば、 を考えると、文明社会のいわゆる実定法には勿論、挨拶の規範、決斗の規範のごとく、かなり強力なサクションを付与 の見解の中、 われわれがすでに知ったように、拘束力の明確な社会機構によってサンクショ 組合せに 相互依存の上に基礎づけられ、そして、相互的奉仕の対等的調整および燃をなせる親族関係の中への、か (a)b)を排斥する。彼は「未開社会における犯罪と慣習」の中で、法規範の基本的特質を捉えて、 おい ≪法規範はそれらがある人間の義務であり、 て実現される≫と。 他の規範と異っている。法規範は単なる心理的動機によってサンクションされるのでは このマリノウスキーの法概念を文明社会の社会規範に適用 権力をもった者が集団の他の成員に加える直接的な力の行使にな 彼はラドクリッフ・ブラウン (R. A. Radcliffe-Brown) もしわれわれが、 また、 われわれは法的見地から未開制度の作用とわ かかる政治組織が存在しないと考えた。 他の人間の正当な権利として感じられ、 かようにして、 原始法はわれわれ自身のとは完全 ンされるのである。そして、その マリノウスキーは前述の(a) 政治組織に関して、 し、その範疇 法の存 は私 12

るの

り る意味で 力のある義務的規範であって、それらの違反は積極的義務の違反であるかぎり、それらはその語に今日結びつけられ なかった宗教や道徳の規範であるからである。しかし、それらは単なる信仰や確信のそれではなく、 と称するのは、 な法の定義とも符合するものである。≪われわれが証拠をもつ多数の社会において、立法や法施行のなんらかの明確 れるとみるのである。また、かかる法規範の概念はアレン (L. K. Allen) によって規定されたところの、つぎのよう 機構によってサクションされるのではなく、拘束的な力の社会機構によってサクションされるという点である。つま 義務は不可避的に他の者の特権となり、また、一方が提供する贈与は他方によって要求することが許されるような、個 された多くの社会規範も、法規範の中に内包されることになる。このマリノウスキーの法概念の基本的特性は、一方の(「三) な制度が発展する以前においては、社会内部の人間の行動は慣習的規範によって支配される。これらをもって法規範 によってサンクションされ、かような相互主義(reciprocity)のシエマーによって、社会関係の均衡と維持が確保さ 人間の権利・義務の対立・対抗を社会的基盤として成立する行為規範であり、この行為規範は、外部的権力や附加的 行為規範は、 法的 多少時代錯誤のおそれがある。けだし、多くの場合、 〃 である≫。 ≪義務の履行はそのこと自体のうちに対応的労役に対する積極的要求をかたちづくるという事実≫ それらは最初期の段階では、法規範と区別され 行為を拘束する

British New Guinea, ≪違反される法≫の区別を導入する。 「マイル島の原住民」(The Natives of Mailu; Preliminary Results of the Robert Mond Research Work in (1951) , PP. 494~703) でなされ、 かしながら、 更に、マリノウスキーは、社会規範の分類として、≪民法≫、≪刑法≫あるいは≪遵守される法≫、 Transactions and Proceedings of the Royal Society of South Australia, vol. xxxlx しかも、 しかも、 晩年の「法一とくに原始法―の解釈のための新しい道具」(A. New これらの分類は、 彼が一貫してとっているところであって、最初は

う。マリノウスキーは、(1六) るのである。 構は固有な相互主義と公共性の特殊の機構によって効力を支持されている≫と述べて、未開社会に民法概念の存在構は固有な相互主義と公共性の特殊の機構によって効力を支持されている≫と述べて、未開社会に民法概念の存在 も依然として踏襲されている。 Instrument for the Interpretation of Law-Especially Primitive, Yale Law Journal, vol, 51 (1942)) ることを主張し、 るものであり、しかも、それは一方からは権利とみなされ、他方からは義務と認められ、そしてまた、 の意味では、かかる分類は原始法体系と近代法体系との間の差異を認めない彼の主張からは多少外づれるものであろ この民法と刑法の区別はサンクションの形式によって、 社会的および個人的感情、 せられるとする。すなわち、 るという。マリノウスキーは、 分類されうることを示そうとしたのである。 同時に、義務違反のときは、 献身ならびに忠誠と結びついている≫と。これにたいして、犯罪にたいする制裁が≪部族的刑罰≫であ これらの規範の厳格性は、原因と結果にたいする未開人の合理的評価によって保証されており、多くの しかも、 ≪〃民事法∥すなわち、部族生活の全面を支配する実定法は、一団の拘束的義務から成立す かかる拘束的義務が履行されないときは、社会的尊敬や返礼の役務の喪失という刑罰が科 すなわち、 ≪不履行にたいしては、刑罰を科するのみならず、十分な履行にたいしては褒賞を与え 利益の喪失や、ときには、 勿論、これらの民法、 未開民族は社会的、 野望、虚栄、誇り、誇示による自我発揚の欲求、そして、また親族にたいする 物質的な利益を享受するがゆえに、 刑法の概念は、近代的法体系のそれらとは異るのであって、そ 法規範と非法規範を区別するのではなく、法規範の中で更に 更に、直接的な処罰をも惹起するということをも論証 義務を履行するということと 彼らの社会機 の中で

序文の中で、 法理論の発展を志向していたことは推測される。 ノリノウスキー自身も「未開社会における犯罪と刑罰」 彼は、 慣習規範をサンクションの有無によって再分類することを試みた。マリノウスキーはつぎの二つ ホグピンの「ポリネシアにおける法の秩序」 (一九二六年) の中での法理 論の展開から、更にすすん (一九三四年)の

しは、 放棄するにいたったと批判しているが、 たいする判断をも含む……換云すれば、custom はサンクションされた usage である≫という方法を踏襲するもの であろうが、 制のサンクションを欠く≫が、 則 の て保障される法規範とそれ以外の 心理的動機によって 保障される宗教規範の 伝統的戒律の 存在することを明らかに 原始的慣習規範の範疇、 の破棄は存在しないし、 法規範の性格を更に精緻にしたと見ることもできる。 当初、 と《性的情熱を抑制する規則や禁欲の命令、 ≪usage は共同体構成員には常習的な行為であって、それらは規範的性格をもたないし、 「未開社会における犯罪と慣習」の中で、≪慣習の塊≫にたいして批判しながら、これらの態度を遂には (valid, sanctioned custom) を示したのである。 マリノウスキーはかかる分類において、 「オーストラリア原住民間の家族」の中で、社会規範をそのサンクションの形式によって区別すべきこ 罰せられることもありえない≫≪中立的ないし無関心な慣習≫ すなわち、≪なに人も破ろうと欲しないので、破られることがなく、それゆえに、 ≪custom は単に行為あるいは行動の一般的習慣にとどまらず、 われわれにはそのようには解せられない。 サンクションを伴う慣習規範の中にも、社会的な拘束力に 他人の妻や下女に垂涎することを禁ずる≫≪妥当せる制裁を それゆえに、シャペラ(I. Schapera)が、マリノウスキ この慣習規範の分類方法は、 (neutral or undifferent ギンズバーグ(M. Gins-行為あるい また、 は行 道徳的強 との規 よっ 動

といった狭い定義をあたえる。更に、広義の政治的に組織されていない社会を含めての法規範については、ラドクリッといった狭い定義をあたえる。更に、広義の政治的に組織されていない社会を含めての法規範については、ラドクリッ ナイジ の判決のために採用する諸規則の全蓄積(corpus juris)≫の定義を与え、また、同様な裁判組織をもつアフリカの 組織を有する未開部族、 近時の人類学者は、 リアのツワナ族 法規範の定義に関して前述のマリノウスキーのそれとは異る。 バ (Tswana) ロツエ族 (Barotse) の法についても、 の法について、 シャペラは、 グルックマン (M. Gluckman) ≪裁判所によって強制されるような行為規範≫ アフリカの北ローデシアの は、 ≪裁判官 裁判

場合には、

は考えられない≫と云う。 会的に承認された特権を所有する個人あるいは集団による物理力の威嚇的、 ンの 会上の権力によって課せられるときは、 ての 存在しない社会において、 ブラウンが、 会統制 法的である≫と云う。 ≫という定義を採用し、 ロスコー また、 ・パウンドの法の定義、すなわち、《政治的に組織された社会の強制力の組織的な適用を通 個人に課せられる義務は、 ヘーベルも、 それは法的サンクシ また、 ≪社会規範は、 ≪サンクシ 慣習あるいは習俗の問題としてみなされ、 3 3 ン が その無視あるいは侵害がそのように行動することを社 ンである≫と云い、 組織された強制 または、 力 更に、 事実的適用によって対応される すなわち、 ≪なんらの法的 政 治 法の問題として 軍 サンクシ 事上、 3

ヴィ 義務を規定する規 というサンクションを伴う規範がないから、・・・・ 様の概念は、 の民族法学者の多くの者によって、受容されてい 説明を加える。それゆえ、マリノウスキーが「未開社会における犯罪と慣習」の中で展開した法規範の性格は、 て、前者は規範の内容に注目し、後者は規範のサンクショ と異って、 るかどうかというだけの問題に帰着≫する無意義な論争を繰返すだけで、 方と他の人類学者の捉え方とを比較対照してみても、 これらの法規範の把握の仕方は細部については多少の差異は存するが、 ツ (M. J. Herskovits) 法規範の本質的特徴は社会的に承認された物理的強制力の行使であるということを強調するのである。 人類学の最近の一般的概説書の中であたえられた法概念においても確認される。 範があるから、 は 法はあるのだという反論] ~: ルの法規範の定義を承認し、 未開社会には刑法しかないという主張、 ないのである。このような法規範に関するマリ ン 川島教授が正しく指摘されるように、 \$ の特質に着目 結局同 の現象を示すの ≪ここでの本質的要素は権威である≫ したまでのことであっ しかし、いずれも、 生産的な意義はもたないことになろう。 あるいは、 VC 一法 マリノウスキーのそれ て、 たとえば、ハー とい 同一 ノウスキー 未開社会にも、 ≪権力による強制 うシ 0) 法規範に ン の把 ル 権、利、 現在 との ・スコ を用 5 握 同

るのではない。 効性が担保されるものではない。 び実効性をそれらの基底に存する権利・ Petrazycki) からの の分類をなしえないことを繰り返し説き、 がゆえに、 権力からサンクションを引き出すのではなく、 する対応的権利をBに付与するから、 である。 ると同時に、 である点に、 科学としての法社会学は、 に内面化されている道徳規範の倫理的価値とその道徳的内容の承認であるが、法規範についてのサンクショ 派や分析法学派が好んで論じた道徳規範と法規範の区別、 義務規 まうのであれば、 しかしながら、現代の民族法学が政治権力による強制というサンクションの形式からの法規範の把握に終止し、権利 強制 これにたいして、 の 平 あるい 強制手段が法規範に結びつけられるのであって、 は、 両者の差異を見出すのである。二人の行為者A、B間の道徳的関係は、 Aがみずからに課する義務と一致したAの行為を要求すべきなんらの権利をもBに与えない 面に現われる社会現象の構造や機能の分析を怠り、とりわけ、両者の密接な内部的対応関係を捨象してし 政治権力を伴う規範―国家法がい 行為者の道徳規範への内面的遵守は単に一方的関係にすぎないが、 は権力であるという概念上の区別を再び民族法学の中に持ち込むことになる。 問題はおのずから異る。 Aが法的義務に服するときは、 道徳規範と法規範の性格上の差異をサンクションに求めてはいない。ペトラジィキー マリノウスキー 双方的関係であるとする。 義務規範の倫理的内容から獲得するのである。 個人の権利・義務関係が相互主義(reciprocity)の対等的調整の拘 法規範について、政治権力を伴う規範的性格を強調するのは、かの観念法学 その法規範ならびにそれに付着した政治権力ともにサンクシ は かに強力な権力によって強制されようとも、 社会規範は、 つまり、 Aがみずから課する倫理的義務と一致したAの行動 強制が存在するがゆえに、 このように、政治的権力を伴う法規範は、その 道徳に関するサンクションは、 サンクショ ンの種類や形式で法規範と非法 法規範の場合には、 Aは単にみずからに義務を課 法規範が義務的性格を取得す 法規範が義務的とみなされ それでもって、 しかしながら、 行為者個人の人格 双方的 一方的関 , 東力ある ンは外部 その実 多を要求 ン 政 なおよ 治 関 経験 係 的 す

論 說 ろう。 を規制 栄誉を担うためには、 研究するのが法社会学の課題の一つでもある。そうであるとすれば、 的 必要も存するのである。 ければならない する規範が純粋の形で発現する未開社会において、 変更する効力のある権利・義務規範について、政治的組織の存在しない、 務規範が変化し、その結果、 =行為規範との対応関係、 保されるのではなく、 意をひたすらひきつけた裁判規範、 範との相剋関係に注目し、 おける人間の行為を現実に規制する行為規範─≪生ける法≫を対立させ、後者を前者の法概念から解放して、社会秩序 社会機構によって、サンクションされるところに、 マリノ 事実— Ų ウスキーの法理論を全く無視し去ることは、 マリ 筆者)からのみ人間が基準とする行為の規則が生じ、 その基軸に存する≪生ける法≫をもって、法社会学の法概念と規定した。そして、 ノウスキーの法理論は、 し、また、 その基底に存する行為規範によって担保されるとみなされ、したがって、国家法と《生ける法》 その分析の道具として、このようなマリノウスキー エールリッヒは、 つまり、 ≪具体的な慣行、支配=占有関係、契約、定款、遺言(≪生ける法≫の源泉として存する法 民族法学が実用法学としての機能を遂行するためにも、 現実の権利・義務規範と国家法との間に発生する緊張関係ならびに国家法変化の過程を 政治権力を伴う法規範は変化しないにもかかわらず、 制定法規が成立する≫と云う。国家法は強力な政治権力によってその実効性が担 ーベルの言葉を借れば、 裁判所その他の国家機関にたいしてのみ妥当する法規にたいして、 権利・ 法規範の成立を考えたのであった。民族法学が社会科学としての すくなくとも、 義務をめぐる社会関係を考察することである。 この行為規範の基礎のうえにはじめて従来法律家の ≪マリノウスキー 実用法学としての民族法学の課題は、 民族法学の担う使命を放棄することになるであ したがって、これらの権利・義務を内容と の法規範の構造の分析を当面の課題としな の人類学上の法の定義は彼が かかる法規範を研究対象とすべき 現実の力関係で、 彼は、 国家法と行為規 それゆえ、 権利·義 国家法を 注 民

法

11

すなわち、

実定法と称するものからのみ示されたし、また、正当と認められた物理的強制力というサンクショ

ウスキーの法理論が、 範は行動を拘束するけれども、 ンの行使には関係をもたなかった。彼の著書(「未開社会における犯罪と慣習」)のこの点において、読者は、 わが国において、法社会学者により高く評価される所以もここに存するわけである。 それは物理力の援けなくして作用するとたしかに信ずるにいたるのである》。 マリノ 法規

- F. H. Hankins, An Introduction to the Study of Society, revised ed., 1935
- (11) G. W. Paton, A. Texbook of Jurisprudence. 2nd ed. 1951.
- (|||) W. A. Robson, Civilization and the Growth of Law, 1935
- (国) W. Seagle, The Quest for Law, 1941.
- (用) N. S. Timasheff, An Introduction to the Sociology of Law,1939
- (长) W. A. Robson, op. cit., PP.12., 103.
- (七) 青山訳「未開社会における犯罪と慣習」一四七―一四八頁。
- 八 である。したがって、それを欠く制度的組織は、ただ一つとしてありえない。 て統合している制度がある。こうした制度は、政治的な制度と定義することができよう」と同様に述べている。 マリノウスキー、姫岡・上子訳「文化の科学的理論」一四七頁。なお、同書七○頁にも、 しかし、主として実効ある力の行使にもとづい 「権力は社会組織の精髄そのもの
- (九) マリノウスキーとラドクリッフ・ブラウンとの法の概念についての論争の詳細は、 と社会」九四頁以下、江守前掲論文〇一〇四頁以下参照。 青山道夫「法と民族」別冊法律時報 法
- (一〇) 青山前掲訳書一五九—一六〇頁。
- (一一) 同書五七頁。
- (||||) N. S. Timasheff, op. cit., PP. 277ff

- (一三) 青山前掲訳書一六九頁。
- (|图) L. K. Allen, Law in the Making, 6th ed., 1958
- (一五) 青山前掲訳書七五頁。
- (月长) I. Schapera, Malinowski's Theories of Law, in Man and Culture: An Evaluation of the Work of Bronislaw Malinowski, ed. by R. Firth, 1957, P. 152,
- (一七) 青山前掲訳書六○頁。
- (一八) 同書六一頁。
- (一九) 同書六八頁。
- (二〇) この点に関しては、とくに江守前掲論文曰一〇一頁以下参照。
- (|||) M. Ginsbery, The Pschology of Society, 1921, PP. 106ff.
- (二二) 江守前掲論文口一〇三頁参照。
- (| | | | |) I. Schapera, op. cit., P.153.
- (口囲) しの点とついては、E. A. Hoebel, The Law of Primitive Man: A. Study in Comparative Legal Dynamics, 1954. PP. 177-210.
- (日用) M. Gluckman, The Judicial Process among the Barotse of Northern Rhodesia, 1955. P. 164,
- (日景) A. R. Radcliffe-Brown, Structure and Function in Primitive Society, 1952, pp.8. 202, 208; Idem, M. Fortes & E. E. Evans-Pritchard, African Political System, "Preface,..
- (川中) E. A. Hoebel, The Law of Primitive Man, P. 28
- M. J. Herskovits, Man and his Workes: The Science of Cultural Anthropology, 1950, P. 345,

- (二九) なお、人類学者の法の定義については、T. O. Ellias, The Nature of African Customary Law, 1956. P.48ff に詳
- (三〇) 川島武宜「近代社会と法」三八頁、「法社会学」(上)八一八七頁。
- 三二 五二頁以下参照。 道徳規範と法規範の差異についての法社会学的理解の詳細は、川島武宜「近代社会と法」二五頁以下、「法社会学」(上)
- gal Philosophy Series, vol. VII, 1955 L. Petrazycki, Law and Morality, H. W. Baff, tr. with an intro. by N. S. Timasheff, 20th Century Le-
- A. L. Goodhard, English Law and Moral Law, 1957, P. 7.
- (三四) 磯村哲「エールリッヒの法社会学」(上)法学理論篇八a三八頁以下参照。
- 三五 E. Ehrlich, Grundlegung der Sozialogie des Rechts, S. 405
- 三六 川島武宜「法社会学」(上)九八頁。
- A. E. Hcebel, op. cit., P.181.

三、民族法学的方法論の適用

現された文化的行動様式によって保障されなければ、 解しえないという命題が確立されたのである。 政治権力によって 強制される実定法の 規範内容が当該社会行動に体 あって、 マリノウスキーの民族法学によって、法規範は特定の文化または社会行動に具体的に表現された権利・義務規範で 政治権力を伴なう法規範はその発生ないしは適用の場である特定の社会または文化との関係を疎外しては理 実定法は実効性をもちえないという帰結を示すのである。文化

人類学者はこれらの文化的行動様式(cultural behavior pattern)を経験的な倫理と規定する。

28 (4 • 119) 417

クローバー (A. L.

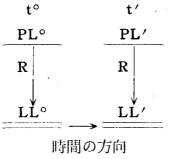
結びつけられる≫と。このように、一切の文化は類型(pattern)をもち、ある民族の社会的規範や価値体系がそれら 要な対象である。 実定法の倫理的内容とその基礎に存する社会の≪文化的行動様式≫あるいは≪諸団体の内部秩序≫の内容との合致に、、 で、慣行、支配、占有、意思表示の四事実に帰せしめる。この点で、民族法学的方法論は、法社会学的方法論と完全に(至) るところの規範≫との定義を与え、これらの規範の源泉として、その基底に存する現実的事実を≪法的事実≫と呼ん(m) を有するものである。エールリッヒは、 そして、この ような 文化的 行動様式は、 の文化類型と密接な関係を有するということは、 的なそれであってもー。 響を与えると主張する。もし文化が自然現象のある状態であるとすれば、 Kroeber)はつぎのように云う。≪なによりもまず、わたしは価値が文化組織の原則であり、 致し、政治権力を伴う実定法にとってのサンクションやその実効性の保障は権力によって担保されるのではなく、 更に詳しく、 ≪団体内においてすべての個々人に、その地位、すなわち、その上位、下位関係と任務を割りあて 価値はあきらかに文化現象のもっとも基本的で、しかも、絶対的な類型化 価値は宇宙(cosmos)の領域内に存在するから、それらは自然科学の研究の正当にして必 この≪生ける法≫=≪行為規範≫の概念に、 エールリッヒの いわゆる≪行為規範≫=≪生ける法≫の 概念と 同 一意義 価値によって文化的行動様式の定義を与えうるということである。 当然、 価値も自然現象である一たとい ≪社会団体の内部秩序≫あるい (patterning) と密接に したがって、文化に影

様式≫の規範と合致する規範内容をもつ実定法が正当性を有すると決定することが可能となるのである。 ら、その対象を単なる実定法から、 視するかぎり、 更に、 民族法学や法社会学は実定法の正当性を判断する規準を与える。法実証主義が法規範の当為と正当性 正当性の判断は、 ≪文化的行動様式≫に拡大することによって、 抽象的な≪正義≫あるいは主観的な≪倫理≫に依拠せざるをえない。 経験的に決定された《文化的行動 しかしなが とを同

よって担保されるものであることを明らかにする。

とを発見した。 の方法論を採用すべきことを示唆しているが、具体的方法は提示しない。オーストリア学派は観察を基礎的方法としているが、 法≫自体が暖味であって、エールリッヒの法社会学の弱点と批判されている程だから、その決定方法にまで言及しなか法≫自体が暖味であって、エールリッヒの法社会学の弱点と批判されている程だから、その決定方法にまで言及しなか 具体的事実との関連はなく、 択とを偏見の中にそれらの対象を持込んでいることを知った。そこで、ムアは、厳格に公式化された演繹的な体系化を択とを偏見の中にそれらの対象を持込んでいることを知った。そこで、ムアは、厳格に公式化された演繹的な体系化を Moore)は、従来の伝統的法社会学の≪生ける法≫の決定方法は、個々の法曹家の漠然とした文化滲透を通しての直観 て採用し、 法はいかなるものであろうか。エールリッヒは、特定の社会の≪生ける法≫の決定方法を示していない。 当該社会の大多数の 現象の客観的な性質に関して同一の記述を与えないことを見出し、それぞれの観察者は、みずからの主観的な規範的選 的な判断に全面的に委ねられる結果、それらの≪生ける法≫は、個人の主観的な選択に従った意識の反映にすぎないこ 起すれば、 る実定法が正当性を有する法規範であり、 客観的に観察された場所的、 あたえるハル(C. L. Hull)の行動主義的心理学(behavioritsic psychology)の時間・空間の記述概念(spatio-temp-たのは当然であろう。ただ、彼は法社会学的方法論が、経済学における普遍化と演繹法を重視するオーストリア学派 ところで、 観察によって≪生ける法≫を決定すべきだと考えていたのであろうか。アンダーヒル・ムア(Underhill しかも、 かかる≪文化的行動様式≫あるいは≪諸団体の内部秩序≫の概念は、きわめて抽象的な概念であって、 を採用するにいたったのである。かようにして、彼は≪文化的行動様式≫=≪諸団体の内部秩序≫を 彼は伝統的方法によって同一の《生ける法》を記述するかぎり、それぞれ異った経験をもつ観察者が、 彼が、≪法社会学を含む社会学はまた、観察の科学でなければならない≫と云っていることを想 人間の 共通の規範とみることになる。特定社会の人々の全体の行動中の 時間的全社会行動中の高頻度数の行動と規定する。 一つのシンボルにすぎない。これらの≪文化的行動様式≫を客観的に決定する科学的方 合致しない実定法は正当性を失うと結論するものであって、 この方法によれば、 高頻度数の行動と合致す ≪生ける法≫を この 理 彼の≪生ける 論 は

定につ る法≫ る。 法論 実定法が現に施行されているから正しいと認めるのではなく、 る法≫を科学的方法に る規準は、 性 は、特定の社会の全部の個人の客観的運動を空間的に敍述する操作を必要とするから、それ を判 K 1 よれば、 断する規準を与えてはくれるが、 13 が 存在するから、 ス てのみ実行可能であるにすぎず、様 それによっても明らかにされない。 口 ッ ヮ゚ 現在の≪生ける法≫を客観的に決定する規準が明らかにされ、 Ŧ. 従い、 S それに合致する実定法は正 Ç 演繹的に公式化された理 Northrop) その反面、 に従って、 々の文化 現在の社会の≪生ける法≫が客観的に決定され、 現在の実定法に代るべき将来の新しい しいという結論を導き出すのである。 これを図で示せば、つぎのようになる。 0) 論をもっ 全体に は適用しえないことになる。 て、推論しうるならば、この問 客観的分析方法を用いて、 その結果、 は 現在における実定法の 経験的に決定され 実定法を客観的 し たしか 題は解決されるはずであ 現在の時点 小 か 集団 しながら、 将来の社 に の ≪生ける法≫決 厶 アの に予測 この 会の 新 0) ☆≪生け 方法 が生け しう ΤE 6) 方



社会組織の現在の状態 将来の状態 // PL=実定法の規範内容

勢に

対応する実定法を観察、記述するにすぎない帰納的で、記述的な段階に停ることになろう。

範

15

関

してなんらの

発言権をもたない

ことになり、

それは単

K

現

在の

祉

法社会学がこの

段階か

LL=生ける法 R=妥当せる実定法規範と事実上の 生ける法との対応関係

ば、 規**、** 範、 正当性を失って、新しい る方法論をもたなければ、 しても、 とができる。それゆえ、 が 客観的に決定されて、 かような推測によって、LL、 PL。に代るべき新しい実定法規範 現在の社会の《生ける法》 法社会学がいかに科学的に正当な社会科学であっ 社会問題を解消するために必要とされる新しい 将来の時点 法社会学は に対応する PL、 から将来の社会の ۲, PL、を明らか の 般に現存の LL' を推定することが可能 社会慣行や現在の実定 が明確になり、 ≪生ける法≫を予測 にしうる方法論をもつこ 古い実定法 社会規 であれ たと しう

28 (4 • 122) 420

察がい ある。 り、 は あった。 を通して彼らの諸概念を確認したとき、 した法規範が論理的に出現してくると考えたのである。そればかりでなく、 れらの観察事実を概念構成してはじめて、ナヴァホー族の文化的価 者が観察事実にみずから持ち込んだ観念の中で、 特定の部族社会に没入して、共同生活を営み、 ら離脱するためには、経験的観察は勿論要求されるが、 解決規範も彼らの意味するようには把握されなかったのである。 数の文化人類学者は観察事実が、 うことを悟った。 11 ナヴァ かような実地調査方法に従って、多数の未開社会の研究報告が長期間継続されてきた。しかし、 未開民族の生ける規範や慣行を客観的に記述するために、彼らの基本的心性を決定しなければならないことを知 (Primitive Man as a かに完全になされようとも、それらはナヴァホー クラックホーン (C. Kluckhon) は、 ノウスキーの調査方法に典型的にあらわれているように、従来の文化人類学者の研究方法は、 この哲学をまたずには、 ホーり族の哲学と取組む決意をしたのである。 、複合的方法が必要となろう。 クラックホーンは、 Philosopher)という著書の刊行は、 原住民によって思惟され、 観察事実は、 ナヴァホー族が観察事実を概念構成するために使用した諸概念に従って、そ かかる要請に応えるために、登場するのが最近の民族法学の方法論である。 ナヴァホー族が完全な哲学 (philosophy)を有することをも 発見したので アメリカ・インディアンのナヴァホー族 聴聞したことを記述し、 ナヴァホー族が理解するようには把握されないし、 原住民の行動を観察し、 更にそのうえに、 族の価値体系あるいは法規範を理解せしめるものではない ≪ポール・ 理解され、 それゆえ、クラックホーンは、経験的な人類学として 経験にたいする認識的志向が文字を有する社会の 値が明らかになり、 ラディン (P. Radin)の「哲学者としての未開 かつ、整序される態様とは異り、 観察するための実地調査が主要な作業とされ 演繹的、抽象的に公式化された理論 記述し、 クラックホーンはナヴァホー族との会話 理解してきたことに気付いたので (Nvaho) を研究し、 また、 彼らが紛争解決に採用 また、 近時になって、少 なによりもまず 彼らの紛争 文化人類学 帰納的 味す

る。、そればかりでなく、 クラックホ 識は経験を概念構成し、かつ、命題化することを意味する。このようにみると、哲学は、経験事実を概念構成するた 成する場合にかぎり、彼らの間の≪生ける法≫が現われてくるのである。すなわち、 がって、多数の人々が同一の基本的で、矛盾のない関係概念―同一の哲学―で、 その環境に関する彼自身の考えを無限に単純化し、しかも、 客観的方法で行ったのである。 実を概念構成するにあたって、 めに必要な諸概念や 諸命題の基本的な最小限度の 名称にほかららない。 それゆえに、 の解釈や意味づけをおしつける。これらの解釈や意味づけは他の文化にたいするその文化の特徴である。》と。 というその特徴的な装置を有する。 特色であったという 神話を打破するに 大いに役立った。……すべての人は 人々によって採用された基本的な哲学的臆測にしたがった生活の成果または適用であ たとえば、 ーンはかかる記述に主観的な選択に任された規範的仮設を持込むことなく、 ベイトソン (G. Bateson) 一般化している。 はつぎのように述べた。 " 彼はたえずこの環境にたいして彼自身 原始規範 彼らの経験したなまの事実を概念構 規範は知識から生じ、 ≪生ける法≫は人々の経験事 // (primitive postulates) // 個々の また、 全く した 知

するためには、 観的に存在するそれ自身の文化を帯有すること。このような方法に従うと、特定の社会の≪団体の(□型) 化を調査する場合に、その哲学の客観性は担保されること。第二に、多くの文化は、 ホーンの発見、 人々によって用いられている哲学概念について演繹を行わなければならないことになる。 かかる文化の哲学を客観的方法で決定する方法に関して、ノースロップはつぎの二つを挙げる。 単に諸事実を帰納するだけではなく、 記述したナヴァホー族の哲学は、 アメリカ文化とは無縁の観念である。 観察者が自国文化以外の文 同時に、 これからの諸事実の概念構成にあっては、 その基本的特徴の中にすでに客 第一に、 内部秩序≫を決定 クラッ ク

以上のような方法論に従って、クラックホー

ンは、

ナヴァホー

族について、

その同質文化を客観的に規定する考察

1

おけるよりもヨーロッパ諸国民間の種々の有効な実定法の実施を期することを命ずる。……それゆえに、

法社会学の基本原理を侵害する。

……法社会学は、

われわれが様々の

//

生ける法 / 規範、したがって、アメリカ合衆

われわ

あり、 法 断してはならないとつぎのような注意を喚起する。 ては、それらの≪生ける法≫規範があたかも自国(アメリカ)の大多数の国民の≪生ける法≫規範であるかのように判 確認しうるので、客観的な決定を与えることができる。ただ、かようなヨーロッパ諸国民の≪生ける法≫の決定に際し る宗教的信条に関しては、 を示す量的統計(quantitative statistics)を検討することである≫と。 そして、 個人的な≪生ける法≫の範疇に入 する方法は、これらの国民が彼らの個人的、 る社会は、その人々の大多数が共通の、生ける、しかも、具体的に表現された規範的な信条や価値をもつ場合にかぎ と法社会学的方法とを組み合した方法論を採用した。彼は云う。 るほど強力なのかの問題を提起し、 ッパ国民の共通の≪生ける法≫規範が存在するのか、また、それらの≪生ける法≫規範はこの法に実効性を付与しう 人が価値の存在を自由に信じ、 (European Union) // その社会は 規範で判断すべきであって、他の国民の実定法規範または 〃 生ける法 〃 規範で判断されるべきではないという 経済的、 更に、ノースロップはヨーロッパの異質文化について、同様な方法論を示した。 政治的集団は、 〃内部秩序 〃 を有するということになる。 の国際法問題に関して、 ヨーロッパ諸国民は、 かつ、彼らの行動に価値を体現する場合にかぎり存在するにすぎない。 その数は多いが、 ヨーロッパ連合加盟諸国に共通の≪生ける法≫を確定するために、 宗教的、 超国家的ヨーロッパ法が提案されるとしても、 小数の規範的宗教集団に分類されているから、かかる作業は容易で 様々のイデオロギーや政策をもつ主要政党や選挙時の反対投票数で ≪かような方法は、 政治的、経済的信条に関してどのような集団を形成しているか したがって、 ≪価値は空間にあるものではない。 所与の国民の実定法を彼ら自身の ヨーロッパ諸国民の〃生ける法〃を決定 彼は、 それに対応するヨーロ 価値は特定の ヨーロッパ連合 それゆえ、あ 民族学的方法 〃生ける

て提起された≪生ける法≫決定の方法は、 観察民族の主要な規範的集団の諸種の規範を≪質的に≫(qualitatively)

記述することと、 各規範集団に属する各国家の国民の数を≪量的に≫(quantitatively)に摘示することの二つの作

業を含んでおり、それは民族法学的方法論で達成されたのである。

- 詳細は、 C. Kluckhon, Universal Categories of Culture, in Anthropology Taday, prepared under A. L.
- Kroeber, 1953. PP. 507-523; A. L. Kroeber, Configurations of Culture Grouth, 1944.

A. L. Kroeber, Concluding Review, in An Appraisal of Anthropology Today, ed. by S. Tax, 1953, P. 372

F. S. C. Northrop, The Complexity of Legal and Ethical Experience, 1959, P. 249

=

 \equiv

- (四) エールリッヒ・川島武宜訳「法社会学の基礎理論」第一分冊六○頁。
- (五) 川島同訳書一一九頁以下、磯村前掲論文(上)四五頁以下参照。
- (六) 川島武宜「エールリッヒの実用法学批判」法社会学I一五四頁。
- (中) E. Ehrlich, a. a. O. xx, xx I
- (八) Ibid., S. 382.
- 九 vol. 53, PP. S. 382 U. Moore & Ch, C. Callahan, Law and Learning Theory: A Study in Legal Control, The Yale Law Journal,
- (一〇) この方法のためには、 演繹的に公式化され、 間接的に検証される理論を必要とする。 帰納的観察、 実験ならびに具体的な作業上の定義だけでなく、抽象的で、公理として構成され、

- (| |) C. L. Hull, Principles of Behavior, 1943; C. L. Hull, C. I. Hovland, R. T. Ross, M. Hall, D. T. Perkins & F. B. Fitch, Mathematico-Deductive Theary of Rote Learning, 1940
- (| 11) U. Moore & Ch. C. Callahan, op. cit., PP.66 ff.
- F. S. C. Northrop. Ethical Relativism in the Light of Recent Legal Science, The Journal of Philosop-

hy, vol. 32 (1955), No 23. P. 652: Idem, op. cit., P.76.

- (|国) F.S.C. Northrop, Underhill Moor's Legal Science; It Nature and Significance, The Yale Law Journal, vol. 59 (1950), P. 207.
- (一日) Ibid., PP. 208—209.
- (一六) ソーロキンも、ある社会の事実上の≪生ける法≫を規定する内部秩序は当該社会の人間の哲学によって決定されることを 主張する。P. A, Sorokin, Logico-Meangful Causality in Society in Society, Culture and Personality, 1947.
- (|屮) C. K. Kluckhon, The Philosophy of the Navaho Indian, in Ideological Difference and World Order, ed. by F, S. C. Northrop, 1949, P. 356.
- 二八 F. S. C. Northrop, The Complexity of Legal and Ethical Experience, P.60,
- (一九) Ibid, P. 60.
- (110) C. K. Kluckhon, op. cit., PP.356-384.
- (二十) F. S. C. Northrop, European Union and United States Forign Policy, 1954. なお、一二六、一三三頁にかかる

考察の結果を集約している。

- (1 | 111) Ibid., PP. 33—35

アメリカ社会学の計量的方法に関しては、 川島武宜 「社会学における計量的方法の意義と限界」 (「法社会学における法

の存在構造」所収)参照。

むすび

son) ive supports) 法学は発展してきたのである。 ウスキー 論に依拠して、 試みは、 文化的行動様式≫= 々によって共同に保持される質的規範(qualitative norm)と一連の規範にたいして表示される量的支持 のである。 に採用され、 接合する契機を含んでおり、 人について質問紙法と面接法を併用する極めて詳細なものである。 以上民族法学発展の系譜をマリノウスキーを中心にして、三つの段階に分けて考察してきた。民族法学は、 その法理論や法概念を全面的に受け容れていない。しかしながら、マリノウスキーの法理論こそが法社会学と 文化人類学者オスグード の 機能主義学派の抬頭によって、社会科学としての確固たる地位を築き上げ、 更に、 ≪文化的行動様式≫=≪諸団体の内部秩序≫を客観的に決定する質的、 の双方を記述する民族法学的方法によって、 親の権威に関する≪共同体の法意識≫の実態調査がコーヘン(J. Cohen)、ロブソン(K. A. H. Rob-(A. このような民族法学的、 ≪諸団体の内部秩序≫を確認している。 Bates) そのことに着目されて、アメリカの法社会学者により、 の三者の共同研究で行われている。 それにもかかわらず、近時にいたって、文化人類学者は、 (C. Osgood) によっても説かれたのである。それだけではなく、 法社会学的方法論は、 七つの未開社会の社会規範の分析を行い、未開社会の《 同様な未開社会の原住民自体の思惟の認識から出発する この研究は、 これらの諸研究に、 ヘーベルによっても採用され、 アメリカ合衆国ネブラサカ州の八六〇 人類学が法社会学的方法論の 量的計量方法が一応樹立され 彼の法理論を中心にして民 更に検討を加えると同時に 彼の業績の偉大さを讃えつ 彼は特定地域の人 このような方法 (quantitat-マ リノ

民族学的方法論を採用した≪文化的行動様式≫=≪諸団体の内部秩序≫を確認する法社会学的研究が果して正当であ るか否かを、 法社会学の視角から再吟味することが課題として残されているが、 紙幅の都合で他日に割愛する。

-) E. A. Hoebel, op. cit., part. II.
- (11) C. Osgood, Culture: Its Empirical and Non-Empirical Character, South-Western Journal of Anthropology, vol. 7, PP. 202-214.
- (11) J. Cohen, R. A. H. Robson & A. Bates, Parental Authroity: The Community and the Law, 1958.